

# 介護保険制度が変わりました

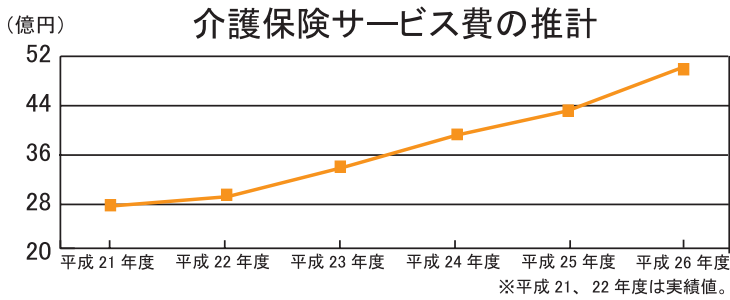
## 介護保険料が変わりました

(平成24年度～26年度)

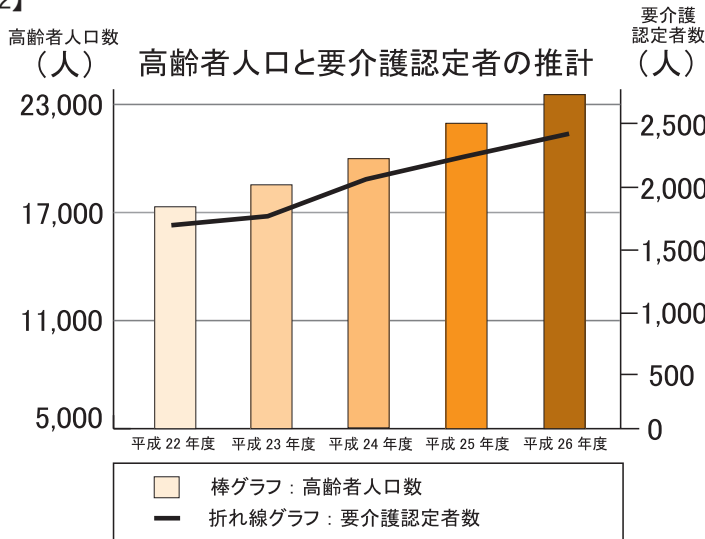
65歳以上の方に負担していただく介護保険料は、「今後3年間でどのような介護サービス費がどれくらい必要となるか」を判断して、3年ごとに見直しを行います。

介護サービスを利用する方が年々

【図1】



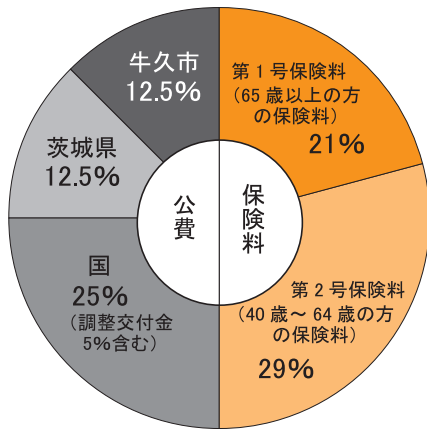
【図2】



増えていること、介護サービスに従事する方の処遇改善を目的として介護サービス費を算定する基となる介護報酬単価などが見直されたことにより、介護サービス費が増加することが見込まれるため(図1、2参照)、その費用を賄うために保険料の見直しが必要になります。

【図3】

### 介護保険制度を運営するための財源割合



### ① 介護保険料の基準額

が4400円(月額)

市の介護サービス費用総額の21%を65歳以上の方に介護保険料としてご負担いただきます(図3参照)。

介護保険料を算定するために、基となる介護保険料基準額を市町村ごとに算定します。介護保険料の負担軽減を目的に、介護保険給付費準備基金を繰り入れし、平成24年度から平成26年度の基準額は4400円(月額)となりました。

### 【介護保険料基準額の算定方法】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{牛久市が介護保険制度を運営するための財源} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline 21\% \\ \text{(65歳以上の方の負担分)} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{牛久市に住む65歳以上の方の人数} \\ \hline \end{array}
 \div 12\text{カ月} =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{基準額(月額)} \\ \hline \end{array}$$

【所得段階区分表】

所得段階区分	区分基準
	平成24年度～平成26年度の 介護保険料(年額)
第一所得段階	老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税および生活保護受給者の場合
	$4,400円 \times 0.5 \times 12月 = 26,400円$
第二所得段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合
	$4,400円 \times 0.5 \times 12月 = 26,400円$
第三所得段階 (特例割合適用)	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の場合
	$4,400円 \times 0.65 \times 12月 = 34,300円$
第三所得段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える場合
	$4,400円 \times 0.75 \times 12月 = 39,600円$
第四所得段階 (特例割合適用)	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)
	$4,400円 \times 0.9 \times 12月 = 47,500円$
第四所得段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)
	$4,400円 \times 1.0 \times 12月 = 52,800円$
第五所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額125万円未満の場合
	$4,400円 \times 1.15 \times 12月 = 60,700円$
第六所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額125万円以上200万円未満の場合
	$4,400円 \times 1.25 \times 12月 = 66,000円$
第七所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上400万円未満の場合
	$4,400円 \times 1.5 \times 12月 = 79,200円$
第八所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上の場合
	$4,400円 \times 1.75 \times 12月 = 92,400円$

※端数処理しています。

新設

② 所得段階区分の見直し

所得に応じてきめ細かく対応できるように、介護保険料の所得段階区分のうち、第三所得段階の方について区分を2つに分けて、負担割合の軽減を行いました。

介護保険料は65歳以上の被保険者ごとの前年中の所得に応じ、左記表の所得段階区分の基準で算定されます。

③ 介護サービスに係る費用  
(介護報酬など)が変更

平成24年4月から介護サービスの報酬などが改定されました。

改定に伴い、介護サービス利用料が変わる場合がありますので、担当のケアマネージャー、または介護サービス事業者へお問い合わせください。

④ 居住費の利用者負担(負担  
限度額認定)が一部変更

施設サービスおよび短期入所サービス(ショートステイ)の居住費の利用者負担の上限額(負担限度額)が、下記のとおり一部変更されます。

※すでに認定証をお持ちの方で下記に該当する場合は、平成24年4月からは認定証に記載された限度額にかかわらず、変更後の限度額が適用されます。

問

高齢福祉課 ☎ 内線 1752

利用者負担段階第3段階の方(世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方)がユニット個室を利用した際の居住費  
【変更前】 1640円/日  
【変更後】 1310円/日